

令和 7 年度事業計画

ロシアによるウクライナ軍事侵攻、パレスチナ・イスラエルの紛争などエネルギー情勢を取り巻く地政学的リスクは収まることはありません。ＬＰガスは、アメリカ、オーストラリア、カナダからの輸入で 9 割を占めており、比較的安定供給確保となっておりますが、今後も世界的に不安定な情勢が続くことを踏まえ、注視が必要となっています。

国内では令和 6 年 1 月 1 日に能登半島地震が発生し、9 月には復興途上にあった被災地に記録的な大雨による甚大な被害が発生しました。被災地では多くの方が未だに仮設住宅での暮らしを余儀なくされています。ＬＰガスは、避難所や仮設住宅での利用、通信会社基地局復旧の選択肢となる等ＬＰガスの有用性は改めて認識されたところです。本年、新たに策定された第 7 次エネルギー基本計画でも「最後の砦」としても、重要なエネルギー源である」との明記がされており、東京都ならびに各区市町村へのＬＰガス設備設置の要望とともに道路交通網の途絶により配送不能のリスクを鑑み、軒先在庫としての重要性を強く訴求し、避難所となる小中高校施設等へのＬＰガス常設常用や発電機設置要望が引き続き必要です。

「液化石油ガス高度化計画2030」は、令和 8 年に中間評価がされる予定となっております、状況に応じて計画の見直し修正がおこなわれます。令和 5 年全国事故ではＣＯ中毒事故は 4 件発生、安全高度化指標でも「全体：傷害事故」「販売形態別：質量販売傷害事故」「起因者別：事業者」「場所別：住宅傷害事故」「場所別：業務用施設傷害事故」の 5 項目において安全高度化指標が未達成となっております。令和 7 年は中間評価前の最終年度となっております、安全高度化指標達成に向け、更なる保安対応が求められております。

一方、令和 6 年 4 月 2 日に液石法施行規則の一部改正する省令が公布され、「過大な営業行為の制限」、「ＬＰガス料金等の情報提供」に関する改正が施行されております。本年 4 月 2 日からは「三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）」にかかる規制が施行されます。消費者に不透明なかたちでＬＰガス消費に関係のない費用をＬＰガス料金に上乗せして回収している現状を是正する措置となっております。業界として、料金透明化を図り、より一層ＬＰガスが消費者から信頼されるエネルギーとなるよう実効性の徹底が求められます。

今年度も経済産業省、東京都及び全国ＬＰガス協会と連携し、更なる保安の確保、更なる取引の適正化を進めて参ります。

令和 7 年度の事業計画は、上記の事柄を踏まえお客様にＬＰガスを安全・安心に提供できるよう以下の諸事業を推進して参ります。

1. 保安対策事業

① 保安高度化講習会の実施

液石法第18条に基づき販売事業者等の従業員を対象とした保安高度化講習会を東京都と共同事業として開催し、会員各位の保安意識の更なる向上に努める。同時に保安機器等に関する展示ブース、VR機器を使用した保安に関する体験ブースを設け、保安技術向上にも努める。

② 「LPガス安心サポート推進運動」の実施

全国LPガス協会が主体となり、令和3年度から「LPガス安心サポート推進運動」として5年間実施する当運動は、当協会独自の重点事項を推進し、事故の未然防止に努める。具体的な保安推進運動の内容は別紙1のとおり。

③ 「自主保安活動チェックシート」の実施

「LPガス安心サポート推進運動」の一環として、販売事業者が自主保安活動チェックシートにより保安活動を検証し、事故ゼロを目標に保安意識向上と保安の確保に努める。

④ 製造事業所、容器検査所等の保安対策

LPガス製造施設において保安管理体制を徹底するとともに自主点検を行ない、安全確保と事故防止を図る。

⑤ LPガス放置容器の回収処理

都内で発生している放置容器の回収処理を迅速に行い、事故防止を図る。

2. 需要促進事業

災害時におけるLPガスの有用性、避難所及び一時滞在施設等へLPガス仕様GHPや非常用発電機普及は必要不可欠であることを強く訴え、GHP等導入に努める。同時に災害時にはエネルギー供給の「最後の砦」となる重要なエネルギーであることを踏まえ、軒先在庫としてLPガス常設常用についても必要性を提言し、LPガスの拡販に努める。

また、「需要開発推進運動」に本年度も参加し、「より多くのお客様にLPガスをお届けする」目標を実現するため、「進化するLPガス」、「究極のライフラインLPガス」、「人を育むLPガス」の3本の矢を推進し、需要拡大を図る。

3. 高圧ガス保安協会関連事業

① 東京都液化石油ガス教育事務所事業

高圧ガス保安協会東京都液化石油ガス教育事務所として資格者養成と技術向上を図るため、各種資格取得講習（オンライン講習を含む）及び検定試験並びに資格更新のための講習会（オンライン講習を含む）を別紙2の「令和7年度講習会予定表」のとおり実施する。

また、オンライン講習受講が出来ない受講者の受け皿として、映像集合教育を実施する。

② 東京都液化石油ガス試験事務所事業

高圧ガス保安協会より委託を受け高圧ガス試験（液化石油ガス関係）を、高圧ガス保安協会東京都液化石油ガス試験事務所として実施する。

4. 販売事業者指導支援事業

お客様相談所を協会内に開設し、L Pガス消費者から寄せられるL Pガスについてのさまざまな疑問、要望、意見等に適切に対応する。

また、L Pガス販売事業者の取引の適正化、料金の透明化に寄与し、消費者のL Pガスに対するイメージ向上に繋がるよう努める。

5. 取引適正化推進事業

各県協会と連携し特商法違反やL Pガス切替勧誘に関するトラブルの事例を関係行政に発信し、L Pガス取引適正化を推進する。また、商慣行是正に向けた省令改正に関する情報発信をおこない、改正省令の実効性確保に努める。

お客様に対するL Pガス切替勧誘に関するトラブル注意喚起チラシについても複数種の提供が可能となるよう準備をおこない、会員に周知をおこなう。

6. 競合エネルギー対策の推進事業

競合エネルギーの動向に注視し、各県協会とも連携し会員事業者に適切な情報提供が出来るよう努める。また、カーボンニュートラル等を見据えた検討推進、情報提供に努める。

7. 広報活動事業

広報誌「エルピー東京」を年4回発行し、業界動向、当協会の活動状況等の情報を積極的に提供し、会員の事業活動に貢献できるようにする。

協会ホームページの内容充実を図り、会員とLPガス消費者双方への情報発信に努める。

8. 高圧ガス防災訓練への協力参加

東京都高圧ガス地域防災協議会のLPガス部門を担当し、行政及び関係機関との連携強化を図る。また、LPガスの特性及び保安対策に関する再認識を目的に、令和7年度東京都高圧ガス防災訓練に参加する。

9. 高圧ガス保安活動促進週間への協力参加

法令遵守及び保安意識の高揚を図るため、自主保安活動促進週間の活動に参加する。

10. 災害発生時等の情報連絡手段の確保

東京都が都庁各局及び関連団体に配備した業務用MCA無線機により定期的に通信訓練を行い、当協会と東京都の災害発生時等の情報連絡を確保する。

また、当協会会員事業者に配備されたMCA無線を用い、災害時組織体制に基づき、月1回の定期通信訓練を実施し、不慮の災害時の対応に備える。

11. 石油ガス地域防災対応体制整備事業

経済産業省の補助事業として実施している石油備蓄法の災害時供給連携計画に基づき、防災訓練等を通じ会員相互の連携体制を強化し、災害時の保安及び安定供給確保に努める。

12. 保安功労者、優良事業所等表彰の推薦

永年に亘りLPガスの保安業務に精励され、業界及び当協会に貢献された個人及び事業所に対し、保安功労者、優良事業所等として、各保安大会等に推薦する。

13. 行政庁及び関係団体への協力

行政機関及び関係団体と相互に連携して、関係業務の円滑な運営を図る。

14. 協会組織の検討

再編成をおこなった新支部について安定的な支部活動を実施していくための一助となるように努める。現在協議中の支部については、引き続き支部再編成に取り組む。

また、教育事務所事業オンライン化等の収入減少対策としての新たな収入源の創出、協会の財政改革、組織体制の整備及び事務合理化の推進を図る。引き続き、中長期的な事業体制を見据え、人材育成等を進める。

あわせて、ビジネスサポートサイトでの商材拡大、利用率向上を行い、会員の事業に寄与する。

15. 登録、認定、届出等の指導業務

会員及び入会希望者の登録、認定、届出及び免状交付手続き等の指導業務を行う。

16. 賠償責任保険その他関連業務

全国ＬＰガス保安共済事業団東京都支部として、液化石油ガス法に基づくＬＰガス販売事業者賠償責任保険及びＬＰガス受託認定保安機関賠償責任保険等の募集・付保証明発行業務を行う。あわせて、個人情報漏えい賠償特約、総合賠償特約、労働災害総合補償特約及び自然災害に対する供給設備の保険に関する募集業務、ＬＰガスライフ支援制度の募集業務を行う。

また、本年度より順次オンラインでの加入手続きが開始される。円滑に移行が可能になるよう会員に周知、対応をおこなう。

17. 区市町村との災害協定締結事業

東京都の災害協定の未締結区市町村との協定締結を目指し、全会員が一致団結した活動に努める。また、既に締結済みの災害協定等の見直しを行い、有事に備える。